

解体工事に係る最低制限価格等の算出方法について(お知らせ)

解体工事の入札に係る最低制限価格等の算定方法について、下記の理由により、令和5年9月1日から改正します。なお、解体工事以外の工事については変更ありません。

1. 解体工事は品質を確保すべき成果品（建築物等）がないこと。
2. 他の工事と異なり産業廃棄物管理票（マニフェスト）により契約の適正な履行を確保することが可能であること。

【最低制限価格】

最低制限価格は、税込予定価格 130 万円以上の工事で、条件付き一般競争入札又は指名競争入札に適用します。令和5年9月1日から、解体工事に係る最低制限価格の算定方法を次のとおり変更します。

算出式

- (1) 直接工事費 × 75%
- (2) 共通仮設費 × 90%
- (3) 現場管理費 × 90%
- (4) 一般管理費 × 55%

※ (1)～(4)を合計した額に、1.00000 から 1.01000 までのランダム係数をかけた金額とします。(円未満切り捨て)

※ 算出した額が設計金額の90%を超えた場合は90%の額、70%に満たない場合は70%の額とします。(円未満切り捨て)

担当課:企画財政課

電話 0965-52-5850